

小林斎場整備運営事業
実施方針（案）、要求水準書（案）に関する質問及び意見への回答（修正版）

令和年 5 年 5 月
大 阪 市

実施方針(案)に関する質問への回答

No	頁	項番					項目等	質問内容	回答
1	2	1	1	(3)			【基本構想における基本的考え方】	「施設の拡張等も起こりえるため、敷地内に対応可能地を設けておくことが望ましい」と記載がありますが、想定される施設および必要面積についてご教示ください。	現時点では、本市で施設拡張の想定はありません。事業者の提案により、可能な範囲で確保してください。
2	4	1	1	(4)	①		事業方式	確認ですが、当該事業はPFI事業(BTO方式)との理解で宜しいでしょうか。また、イニシャルコストについては事業者側で用意(ファイナンス)する必要はなく、割賦支払いは無いとの想定で宜しいでしょうか。コンソーシアム組成上で必要となりますのでお伺いします。	本事業は、PFI事業(BTO方式)により実施するものです。 また、イニシャルコストについては、事業者側で資金調達し、その費用を本市が施設引渡し後、事業期間終了時までの間、一時に又は定期的にサービス対価として支払います。 なお、サービスの対価の支払方法の詳細は、入札説明書等の公表時に示します。
3								「新斎場の供用開始後に現斎場の解体・撤去業務を行う」と記載ございますが、新築工事に伴い先行して既存建物の一部(周辺の塀・植栽を含む)を解体することは可能でしょうか。	供用開始日(第1期)までの既存施設の火葬業務が支障なく運営が可能であることを前提として、既存施設の一部を先行して解体する提案を認めます。
4								上記解体について可能であれば、現状の必要最低限機能を維持しつつ先行解体可能な範囲をお示ください。	
5								文書内容を拝見するとPFI法のうちBTO方式と読み取れますが、よろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6								現斎場の中で先行して解体撤去してもよい部分はありますでしょうか。	供用開始日(第1期)までの既存施設の火葬業務が支障なく運営が可能であることを前提として、既存施設の一部を先行して解体する提案を認めます。
7								既設電気室は解体撤去としてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
8								既設解体部分について、電気設備機器はすべてPCB含有調査及び処分済とみなしてよろしいでしょうか。調査書があれば資料提供をお願いいたします。	PCBを含有する電気設備機器は、建設期間開始時までに本市にて撤去するため、本事業には含みません。
9	5	1	1	(5)	①		提案施設	提案施設を設置する場合、必須施設との合築、分築のいずれも可能という理解でよろしいでしょうか。	事業者提案によるものとします。
10								提案施設の整備費は事業者が負担とありますが、表1で例示されているキッズコーナー、コインロッカー(料金返却式)のような収益を生み出さない施設においても、整備費及び維持管理・運営費・貴市への使用料・光熱水費を事業者が負担するのでしょうか。	運営収入を生み出さない施設については、サービス対価の中で対応することを想定しています。提案施設の費用負担の考え方について、実施方針においてより詳細に記載します。
11								提案施設において事業者が負担する整備費とは、躯体・設備を含むのでしょうか。あるいは内装・什器・備品のみでよろしいのでしょうか。前者の場合、貴市に支払う使用料は土地代のみという理解でよろしいでしょうか。	提案施設の費用負担の考え方について、実施方針においてより詳細に記載します。
12					②		既存施設(現小林斎場)	「既存施設の解体・撤去(アスベスト対策を含む。)を行うものとし、解体・撤去にかかる費用は本市が負担する。」とありますが、既存施設の解体・撤去は入札金額には入らず、別途工事あるいは受注後随意契約となりますでしょうか。	既存施設の解体・撤去にかかる費用は、本市から事業者を支払うサービス対価の中に含まれ、本事業内で実施します。そのため、本事業の入札金額に含まれます。実施方針においてより詳細に記載します。
13					②	iii)	建設・工事監理業務	建設・工事監理業務ではなく「④運営業務」の範疇に変更していただけないでしょうか。維持管理も含めて合理的と想定します。	ご意見として承ります。
14	6	1	1	(5)	④	v)	使用料等徴収業務	「斎場使用料及び証明書発行手数料の徴収等の業務については、別途事業者と委託契約を締結する」とありますが、ここでの事業者とは、SPCとSPCから委託を受ける運営企業のいずれでしょうか。前者の場合、当該業務をSPCから運営企業に再委託することは認められるという理解でよろしいでしょうか。	手数料等の徴収等を行う事業者は、SPCから委託を受け当該業務を実施する企業を指します。その旨が明確になるように、実施方針においてより詳細に記載します。

実施方針(案)に関する質問への回答

No	頁	項番					項目等	質問内容	回答
15	7	1	1	(6)			事業者の収入	詳細は入札説明書等でご公表されるものと認識しておりますが、念の為の確認ですが、施設整備業務に係る対価(割賦支払い分)に対する消費税相当額については、その全額を施設引渡し年度の施設整備業務に係る対価(一時支払い分)の支払いに含わせて、一括でお支払いいただけるとの認識でよろしいでしょうか。 2018年度の税制改正における長期割賦販売等に係る延払基準の廃止に伴い、本施設の施設整備業務に係る対価が支払われる都度ではなく将来に支払われる割賦支払い分を含めた本施設の施設整備業務に係る対価全額が施設引渡し年度の売上として認識され、当該対価全額に対して受取消費税が課税されてしまいます。そのため、事業者に過大な資金負担が発生してしまうことに加え、当該消費税分に係る資金は金利変動リスクの観点から金融機関からの調達は困難となっています。	ご意見として承ります。 詳細は入札説明書等の公表時に示します。
16					①		本市からのサービスの対価	施設整備費に係るサービス対価について、一時金等によるお支払いも想定されておりますでしょうか。	施設整備費に係るサービスの対価については、その一部を一時支払金によって支払うことを想定しています。なお、サービスの対価の支払方法については、入札説明書等の公表時に示します。
17								設計業務、建設・工事監理業務のサービス対価は、本施設の引渡し後から事業期間終了時まで、全額割賦方式による支払いを想定していますでしょうか。あるいは本施設の引き渡し後に、対価の一部を一時払い金としてお支払いいただけるのでしょうか。	
18	8	1	1	(9)			事業スケジュール(予定)	週休2日制の導入はお考えでしょうか？	事業者の設計・建設期間における休暇については、事業者の提案によるものとします。
19								設計・第1期建設期間が提示されていますが、貴市で検討された仮設計画図等がありましたらご提示していただくことは可能でしょうか。また、参考資料として施工ステップ図等もご提示いただけたら有難いです。	仮設計画図、施工ステップ図等については、お示ししません。
20								第2期建設期間の開始日が「第1期建設期間終了後～」とありますが、第1期の供用開始日以降ではないでしょうか。	第2期建設内容の内、「既存施設の解体・撤去」については、「供用開始日(第1期)以降」となりますが、「外構等の整備」については、事業者提案に応じ、「第1期建設期間終了後」の着工も可能ですので、その旨を実施方針に記載します。
21								第2期の供用開始日(令和11年4月1日)が必須であり、第1期の供用開始日(令和10年4月1日)は事業者提案により前後しても良いとの理解で宜しいでしょうか。	第1期の供用開始日を変更することはできません。なお、第2期の供用開始日について、前倒しの提案は可能です。
22								「既存施設の解体・撤去につきましては、第1期建設期間終了後～」とありますが、設計・第1期建設期間において一部先行解体を行う計画につきましては、事業者提案と考えて宜しいでしょうか。	供用開始日(第1期)までの既存施設の火葬業務が支障なく運営が可能であることを前提として、既存施設の一部を先行して解体する提案を認めます。
23	9	1	2	(2)			特定事業の選定の手順	「現在価値に換算」と記載がございますが、割引率の想定等がございましたらご教示ください。	特定事業の選定資料の公表時に示します。また、提案時点で使用する割引率は、入札説明書等の公表時に示します。
24								「定量化が困難な場合は客観性を確保」との記載がございますが、公告において項目・点数の割り振りなどはお考えでしょうか。	特定事業の選定理由については、特定事業の選定資料の公表時に示します。評価基準(評価項目・配点等)は、入札説明書等の公表時に示します。

実施方針(案)に関する質問への回答

No	頁	項番					項目等	質問内容	回答
25	10	2	2	(1)			募集及び選定スケジュール	令和5年10月上旬の入札及び事業提案書に係る書類の受付締切以降、ヒアリングの予定がある場合ご教示ください。	ヒアリングの実施を予定しています。詳細は、入札説明書等の公表時に示します。
26								9月中旬の第2回質問回答から10月上旬の提案書受付までの日数ですが、最低でも3週間は取っていただくことは可能でしょうか。最終事業費の取り纏めと図面・提案書の修正がとても煩雑となりますのでご理解ください。	ご意見として承ります。
27								2月は個別対話(各企業別)となりますが、入札公告後にグループ(コンソーシアム単位)での競争的対話を設定することは可能でしょうか。	入札公告後については、遠方からの参加が困難となるような場合が懸念されることがあり、事業への参加の公平性の観点から個別の競争的対話の実施は現在のところ予定していません。
28	13	2	3	(1)	①		事業契約	SPCの収入は工事中は期末ごとになるのか、また運営時には月ごとの精算になるのかご教示お願い致します。	サービスの対価の支払方法については、入札説明書等の公表時に示します。
29							入札参加者の構成	「その他企業」としてSPC運営を担う業務を追加していただくことは可能でしょうか。また、その他企業が代表企業となることも許容していただくことは可能でしょうか。	入札参加グループは、実施方針(案)P.13第2の3(1)①のi)～vii)に記載の企業以外を含めることも可能であり、当該企業を代表企業とすることも可能です。
30								設計企業と工事監理企業は「構成員」又は「協力企業」を事業者側で選択できるように変更は可能でしょうか。SPCに出資しなくても事業推進に支障は無いと想定しております。	各業務を実施する企業が、代表企業、構成企業又は協力企業となるかについては、事業者の提案によるものとしています。SPCに出資しない企業に実施させる業務がある場合には、当該業務を実施させる企業を協力企業としてください。
31								「次のi)～vii)に掲げる企業を含む複数の企業で構成するグループ(以下「入札参加グループ」という。)」とありますので、i)～vii)以外の企業(例えば、SPCからFA業務やSPC管理業務を受託する企業)も入札参加グループの一員となることのできるかの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
32								i)～vii)以外の企業(例えば、SPCからFA業務やSPC管理業務を受託する企業)が入札参加グループに参加する場合、出資を行う場合は構成員、出資をしない場合は協力企業となるかの理解でよろしいでしょうか。	出資を行う場合は代表企業または構成企業となり、出資をしない場合は協力企業となります。
33								i)～vii)に該当する企業において、SPCに出資しない企業があっても問題ないか。	各業務を実施する企業が、代表企業、構成企業又は協力企業となるかについては、事業者の提案によるものとしています。SPCに出資しない企業に実施させる業務がある場合には、当該業務を実施させる企業を協力企業としてください。
34								「設計企業」と「工事監理企業」については「協力企業」としての参加を想定しておりますが、よろしいでしょうか。	各業務を実施する企業が、代表企業、構成企業又は協力企業となるかは、事業者の提案によるものとしています。
35								構成企業はSPCへの出資が必須という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
36	19	2	3	(6)	②		火葬炉企業の資格	「入札参加表明書を提出する時点で、大阪市入札参加資格者名簿(工事)に「100タイル・れんが・ブロック工事」で登録があること。ただし、名簿に登録されていない者で本入札に参加を希望する者は、「(11)入札参加資格要件の確認基準日」で示す期間内に本事業の入札参加資格確認の申請を行うこと。」とありますが、この入札参加資格確認の申請は、12ページ第2.2(入札公告以降後の募集手続等)③に記載されている、「入札説明書等の公表の日から令和5年8月上旬まで受け付ける。受付に必要な書類は、入札説明書等において示す。」とあり、この期間において、申請するという事でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
37								上記質問について、弊社は大阪市入札参加資格者名簿(工事)に登録する資格が無い為、ただし書きの入札参加資格確認の申請を行う予定ですが、この際に必要な資料の内容を、事前にご教示いただけないでしょうか。時間を要する可能性がありますので、御取り計らいの程よろしくお願い申し上げます。	通常の大阪市入札参加資格者名簿への登録と同様の手続きを予定しております。

実施方針(案)に関する質問への回答

No	頁	項番					項目等	質問内容	回答
38	19	2	3	(8)	②		維持管理企業の資格	「本業務を実施するために法令上求められる資格等がある場合には、これを備えていること。」とありますが、本維持管理に必要な資格につきましてご教示願います。	建築物の法定点検等に必要な資格や昇降機等検査員等を想定しています。施設計画の内容に合わせ、適宜必要な資格を満たしてください。
39	20	2	3	(10)			SPCの設立等	SPCを事業予定地内に設立できるようにして頂きたい。	ご意見として承ります。
40	21	2	5	(1)			提案等の審査及び算定	事業費予算の提示時期についてご教示ください。	入札説明書等の公表時に示します。
41								入札価格の開札は、提案書審査完了後の開札審査と考えて宜しいですか。	入札価格の開札を含めた落札者の決定方法については、入札説明書等の公表時に示します。
42				(2)			大阪市PFI事業検討会議の設置	検討会議のメンバー5名の役割は意見聴取とありますが、審査委員ではないとの理解で宜しいでしょうか。最終的に総合評価をされる部署等は落札者決定基準で明らかになるのでしょうか。	落札者の決定方法については、選定手続きの透明性・公平性・客観性を担保しつつ、市の職員が責任を持って、入札参加者の提案を評価し、学識経験者から構成される大阪市PFI事業検討会議からの意見を聴取したうえで、落札者を決定することとしています。
43	24	3	4	(5)			モニタリングの結果	他の一般的な案件と同様に施設整備業務に係る対価は、貴市のモニタリングによる減額対象外との認識にてよろしいでしょうか。	モニタリング及び減額(ペナルティ)の考え方については、入札説明書等の公表時に事業契約書(案)にて示します。 施設整備段階においても要求水準等を満たしていない場合は、是正を求めることになります。
44								「サービス水準を一定程度下回る場合」との記載がありますが、一定程度下回る場合の基準は明確に示されるのでしょうか。	詳細は、入札説明書等の公表時に事業契約書(案)にて示します。
45	25	4	1	(6)			インフラ	工事に必要なインフラ(水道・電気等)は記載箇所を使用するという認識でよろしいでしょうか。また図面をご提示願えますでしょうか。	工事に必要なインフラ(水道・電気等)は記載箇所を使用することで構いません。事業者提案によるものとします。 図面については、要求水準書(案)の添付資料をご確認ください。
46	26	4	2				表1 整備概要	整備施設の外構等で塀・フェンスと記載がありますが、外周の塀を撤去して新設するものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
47								待合室の記載がございませんが、設置は不要と考えてよろしいでしょうか。	ご質問の箇所は、本施設の主な機能を示すものとなります。本事業においては整備する施設の内容については、要求水準書(案)及びその添付資料をご確認ください。
48	27	4	2				表2 解体・撤去対象施設の概要	既存建物図面をご提示願えますでしょうか。	別途、要求水準書の添付資料として公表します。
49								敷地内の地質柱状図の他、近傍の地質データ等のご提示は可能でしょうか。	要求水準書(案)の資料5をご確認ください。
50	28	6	3				本市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合の措置	貴市にてご負担いただく事業者に対する損害賠償支払いの中には、金融コスト(ブレイクファンディングコストを含む。)や弁護士等の専門家コスト等も含まれるとの認識でよろしいでしょうか。	詳細は入札説明書等の公表時に示します。
51	29	8	2				都市計画決定	「同審議会において本施設の位置が認められない場合には、SPCとの基本協定・事業契約を締結しない。」とありますが、リスク分担における”業務の一時中止”、”契約解除”に該当しない事案と考えます。リスク分担への追加をお願いします。	当該リスクについては、実施方針(案)の「資料2 リスク分担表」No.5に該当しますが、ご質問いただいた内容が同項目に含まれていることがわかるように記載します。
52	31						資料1 事業予定地・通行禁止エリア位置図	通行禁止エリアは、工事車両も対象となるのでしょうか。	お見込みのとおりです。

実施方針(案)に関する質問への回答

No	頁	項番					項目等	質問内容	回答
53	32						資料2 リスク分担表 No.19 環境問題	工事中稼働する現斎場への騒音・振動基準がございましたらご教示ください。	本事業において特別に設定する騒音・振動に関する基準はございません。事業者の提案によるものとします。
54							資料2 リスク分担表 No.24.25 金利変動	リスク分担表の金利変動の項目で、「維持管理・運営期間中の金利変動※一定周期で基準金利の見直しを予定」とありますが、維持管理・運営期間中に基準金利の見直し(例えば、5年毎の基準金利の見直し等)をご想定されているのでしょうか。	お見込みのとおりの内容にて検討中です。基準金利の見直し方法については、入札説明書等の公表時に示します。
55							資料2 リスク分担表 No.26.27 物価変動	維持管理・運営開始までの物価変動の増加、および維持管理、運営期間中の物価変動(インフレ・デフレ)に伴う事業者の費用の増減は市が従負担、事業者が主負担となっております。PFI事業のサービス対価の改定にあたって使用される指標は、近年の急激な人件費上昇に伴った改定がなされず適正な雇用の確保が困難な状態となっております。実態に即した改定を行うこと、および品質維持の人材確保のため、最低賃金の改定に即した指標を採用して頂くことを求めます。	ご意見として承ります。
56								「物価変動」について、最低賃金見直し等による人件費上昇についても、当該リスクに含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	物価変動等に関する詳細な調整方法については、入札説明書等の公表時に示します。
57								「維持管理・運営開始までの物価変動」については、単価スライド等についてご協議いただけると解釈してよろしいでしょうか。	物価変動等に関する協議については、入札説明書等の公表時に示します。単価スライドは想定していません。
58	33						資料2 リスク分担表 No.46 用地の確保	資材置き場については敷地外における手配・費用負担という認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
59							資料2 リスク分担表 No.51 計画変更	No.51「施設完成前に本市が発案した軽微な変更」の負担者が事業者になっています。軽微な変更の定義についてご教示ください。	施設整備費の変更が生じない範囲での変更を「軽微な変更」と考えています。
60							資料2 リスク分担表 No.57 工事監理	No.57「工事監理の不備によるもの」の負担者が事業者となっています。工事監理に起因しない工期延伸が発生した場合のリスク分担についてご教示ください。	供用開始の遅延については、実施方針(案)の資料2リスク分担表No.49, 50, 65, 66に示すとおりとします。詳細は、入札説明書等の公表時に事業契約書(案)にて示します。
61							その他	ハザードマップにおいて南海トラフ地震に最大3.0の津波・高潮が想定されておりますが、被災を想定した場合でも施設が稼働することを基準とされておられますでしょうか。	要求水準書(案)P.40に示すとおり想定しています。ただし、被災状況等に応じ、本市と協議により対応を決定するものとします。

実施方針(案)に関する意見への回答

No	頁	項番					項目等	質問内容	回答
1	6	1	1	(5)	④		運營業務	ii)、vi)が利用者受付業務となっています。重複でしょうか。	お見込みのとおりです。ご指摘の箇所を修正します。
2	7	1	1	(6)	①		本市からのサービスの対価	「本市は、本事業において、事業者が提供するサービスに対し、事業契約書に定めるサービスの対価を、本施設の引渡し後、事業期間終了時までの間に支払う」とありますが、保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証を条件として、工事代金の一部を前払金として支出いただけないでしょうか。 前払金を支出することによって公共発注者としては本事業の適正な施工や運営の確保、事業者の資金調達費用の縮減が可能となり、本事業への応募者が増加し、競争入札の効果から応札額の低下を図ることで、事業のVFMの向上に繋がるものと思われます。 なお、貴市発注のPFI事業では、大阪市海老江下水処理場改築更新事業（平成29年事業契約締結）で前払金を支出いただいています。	ご意見として承ります。サービスの対価の支払方法については、入札説明書等の公表時に示します。
3								施設整備に係る割賦元金に係る消費税及び地方消費税の支払方法について、「長期割賦販売等に係る延払基準」が廃止されたことを考慮していただき、当該割賦元金に係る消費税及び地方消費税は、施設の引渡年度に一括して支払われる建付けでお願いいたします。 万一、割賦元金に係る消費税及び地方消費税が、施設の引渡年度に一括してお支払いいただけない場合、消費税及び地方消費税相当額を金融機関から借り入れする必要がありますが、貴市がSPCに支払う消費税及び地方消費税には割賦金利が付かないことから、施設整備に係るサービス対価では毎回の借入元金と借入利息を返済できないという問題が発生するためです。	ご意見として承ります。
4								施設整備に係る割賦支払がある場合、当該基準金利については、直近の他のPFI事業と同様に、Refinitivより提供されている午前10 時30 分現在の東京スワップレファレンスレート（TONA参照）とし、JPTSRTOA=RFTB に掲示されているTONA ベース（円／円）金利スワップレートをご採用いただきますようお願いいたします。	
5								解体撤去・外構費等に係る割賦支払がある場合、当該基準金利の確定日は本体施設の引渡日の2銀行営業日前ではなく、解体撤去・外構工事完了日の2銀行営業日前（令和11年3月末頃）とする建付けでお願いいたします。 解体撤去・外構工事完了の数ヵ月前（例えば、本体施設の引渡日頃）に基準金利が確定する場合、金融機関が金利変動リスク分を考慮した金利にて融資を行うことから、資金調達コストが嵩み、入札コストの増加要因となります。	
6	8	1	1	(9)			事業スケジュール（予定）	事業スケジュールについて、当該事業の設計・建設工程はとても難易度が高く事業者リスクが大きくなります。落札者決定基準で工期短縮に配点が偏らないようにご配慮ください。	ご意見として承ります。
7	10	2	2	(1)			募集及び選定スケジュール	現地説明会の予定はないのでしょうか。狭小地内の建替えになるため一度現地施設を確認した方が良い施設計画ができると考えます。	入札公告後については、遠方からの参加が困難となるような場合が懸念されることがあり、事業への参加の公平性の観点から施設の現地見学会の実施は現在のところ予定していません。
8								施設の見学会等のご予定されておられますでしょうか。	

実施方針(案)に関する意見への回答

No	頁	項番					項目等	質問内容	回答
9	18	2	3	(4)			建設企業の資格	建設企業の資格要件について、大阪市建設工事一般競争入札(WTO案件)に倣い、下記の通り2者又は3者の共同企業体の参加として頂きたい。 次に掲げる条件のすべてに該当し、本市の入札参加資格審査においてその資格を認められた者は入札に参加することができる。入札参加資格の有無は、基準日を別に定める場合を除き、入札参加資格審査申請書提出期限日現在による。なお、本工事は監理技術者専任緩和の対象外工事である。 (1) 共同企業体に関する条件 ア 経営形態は共同施工方式とする。 イ 共同企業体は、2者から3者により自主結成すること。 ウ 最小出資比率は、2者の場合30%以上、3者の場合20%以上とすること。 (2) 共同企業体の構成員(代表者を含む)に関する条件 ア 建設業法(昭和24 年法律第100 号)第27 条の23 第1項の規定による経営事項審査(以下「経営事項審査」という。)結果の建築一式工事の総合評価値が代表者は1,200 点以上、代表者以外の構成員は1,000 点以上であること。 なお、入札参加資格審査申請時点で有効かつ最新の経営事項審査の総合評価値通知書の数値を採用する。	ご意見として承ります。
10								建設企業の資格要件について、建設企業の代表企業は4000㎡以上の斎場・火葬場の実績を入札参加資格として頂きたい。	ご意見として承ります。
11	20	2	4	(1)			著作権	「提案書の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、本事業において公表等が必要と認めるときは、本市は提案書の全部又は一部を使用できるものとする。」とありますが、使用する前には、当方に連絡を頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
12	29	7	3				財政上及び金融上の支援	貴市が事業者に対して公共工事同様に前払金を支出いただければ、事業者にとって大いに「金融上の支援」となり、ひいては事業の円滑・適正施工に大きく寄与するので、前払金の支出を検討いただけないでしょうか。	ご意見として承ります。 サービスの対価の支払方法については、入札説明書等の公表時に示します。
13		8	2				都市計画の決定	本施設の都市計画決定について、大阪都市計画審議会において本施設の位置が認められない場合には、本市は落札者とは基本協定を締結せず、またSPCと事業契約を締結しないとありますが、この場合、P32のリスク分担表No.3に該当するという理解でよろしいでしょうか。	当該リスクについては、実施方針(案)の「資料2 リスク分担表」No.5に該当しますが、ご質問いただいた内容が同項目に含まれていることがわかるように記載します。
14	32						資料2 リスク分担表	従区分▲の項目のリスク分担割合については、公告時に、事業契約書案にて事業者側のリスクを具体的に明示頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
15							資料2 リスク分担表 No.5 契約締結	PFI契約に関する議会承認が得られない場合の契約締結の遅延、契約不能について市、事業者の両者の負担となっております。市および事業者の負担方法についてご教示下さい。	本市の入札に伴う事務手続き費用を本市が負担し、本事業の入札に伴い入札参加者にかかった費用はすべて入札参加者の負担とします。
16							資料2 リスク分担表 No.17.18 住民対応	建設計画に伴う周辺住民等の反対については、本事業の計画段階ではないとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
17							資料2 リスク分担表 No.19 環境問題	「環境問題」について、地盤沈下が事業者負担となつてあるが、七会連合協定工事請負契約約款・その他公共工事工事請負契約約款でも地盤沈下は施工者のリスクとなっていない為、事業者の負担から外して頂きたい。	ご意見として承ります。事業者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより起因した事象を想定しています。

実施方針(案)に関する意見への回答

No	頁	項番					項目等	質問内容	回答
18	32						資料2 リスク分担表 No.22 第三者賠償	第三者賠償の上記以外の第三者等の事由による第三者への賠償について、事業者側が従負担となっております。また、P23では「リスクが顕在化した場合の費用負担の方法」では、市および事業者のいずれの責めにも帰さないリスクが顕在化した場合に生じる費用については、市と事業者が共同又は分担して負担となっており、その負担方法については入札公告時に示すとなっております。事業者が善管注意義務を果たした上避けることができない事由について事業者側では対応できないことから、負担については市とすること、あるいは協議事項により決定するとして頂けないでしょうか。	ご意見として承ります。
19							資料2 リスク分担表 No.23 不可抗力	不可抗力について事業者が従負担となっております。事業者の負担についてはどの程度を想定されているのでしょうか。本事業で想定される設計、建設、維持業務及び運営管理段階での不可抗力リスクの考察をご教示下さい。また、不可抗力の発生により施設・設備等に損傷が出た場合の復旧費用については、市の負担との理解で宜しいでしょうか。	サービス対価の一定割合までの金額内の費用負担は事業者負担と想定しています。ただ、不可抗力の発生により施設・設備等に損傷が出た場合の復旧費用については、一概に全額本市の負担とは想定していません。詳細は、入札説明書等の公表時に事業契約書(案)にて示します。
20							資料2 リスク分担表 No.26.27 物価変動	リスク分担表にある物価変動について、この数年に及ぶ物価高騰を踏まえ、対象として建設期間を含んで頂きたい。	ご意見として承ります。 なお、物価変動等に関する詳細な改定方法については、入札説明書等の公表時に事業契約書(案)にて示します。
21								維持管理・運営開始までの物価変動に伴う事業者の費用の増加において、事業者は主分担となっておりますが、物価変動は不可抗力と考えられます。不可抗力リスク同様に、本市を●、事業者を▲に修正願えませんでしょうか。	
22								「物価変動」について、主分担が事業者、従分担が貴市とありますが、長期に渡る事業期間での物価変動は、事業者には予測困難な範囲となる為、当該リスクへの主分担は貴市となるのではないのでしょうか。	
23								物価変動の基準日については、提案書提出日から物価上昇の請求した日を基準として頂きたい。	
24								PFI法によるところの物価変動率±1.5%の計算式は変わりないと考えてよろしいでしょうか？近頃の物価上昇は予想がつかません、あまりにも事業者に酷なように思われます。	
25	33						資料2 リスク分担表 No.34 業務の一時中止	本市の事由によるものは市負担となっておりますが、コロナ禍における緊急事態宣言のような県または国等の指示による業務の一時中止についても、市の事由によるものとの理解で良いでしょうか。	県または国等の指示に起因する市の指示であれば、市の事由となります。事象に応じて、協議によるものと考えます。
26							資料2 リスク分担表 No.38 契約解除	法令変更等、両者の事由によらない事業契約解除に伴う損害は市が主負担、事業者が従負担となっております。リスク分担表10にあるように法制度の変更等による負担は市側と考えます。事業者負担とする考え方をお示し頂けますでしょうか。	入札説明書等の公表時に事業契約書(案)にて示します。
27							資料2 リスク分担表 No.49.50 工期遅延	事業者の責にあたらなない、不可抗力等による遅延については市が負担するとの理解で宜しいでしょうか。	「資料2 リスク分担表」No.23に該当します。事象に応じて、協議により決定します。
28							資料2 リスク分担表 No.51 計画変更	施設完成前に組合が発案した軽微な変更は事業者負担となっておりますが、想定される軽微な変更の内容についてご教示下さい。	施設整備費の変更が生じない範囲での変更を「軽微な変更」として想定しています。

実施方針(案)に関する意見への回答

No	頁	項番					項目等	質問内容	回答
29	33						資料2 リスク分担表 No.56 引渡前施設損害	引渡し前施設損害について第三者等の事由による施設の損害について事業者が従負担となっております。事業者の負担についてはどの程度を想定されているのでしょうか。	入札説明書等の公表時に事業契約書(案)にて示します。
30	34						資料2 リスク分担表 No.69 施設損害	施設損害について第三者等の事由による施設の損害について事業者が従負担となっております。事業者の負担についてはどの程度を想定されているのでしょうか。	入札説明書等の公表時に事業契約書(案)にて示します。
31							その他	入札公告時には「予定価格」も公表されると想定します。昨今の各種単価(労務費・人件費を含めて)の高騰にご配慮いただくことを要望します。更に、当該事業は狭隘な場所での居ながら施工となり建設工事費は類似施設との単純比較では難しいと想定します。 コンペに参画しても予定価格未達による入札辞退は、何としても回避したいと考えますので、何卒ご配慮ください。	ご意見として承ります。

要求水準書(案)に関する質問への回答

No	頁	項番							項目等	質問内容	回答
1	5	1	2	5					災害に対応した施設	災害発生時の対応について、自家発電設備(P33)の記載はありますが、火葬炉代替燃料の記載がありません。代替燃料設備は事業者提案の認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2			3	1					事業方式	「新斎場の供用開始後に現斎場の解体・撤去業務を行う」と記載ございますが、新築工事に伴い先行して既存建物(周辺の塀・植栽を含む)を解体することは可能でしょうか。	供用開始日(第1期)までの既存施設の火葬業務が支障なく運営が可能であることを前提として、既存施設の一部を先行して解体する提案を認めます。
3	6	1	3	4	(1)				小林斎場	「必須施設については整備を本市負担」と記載がございますが、ご負担金のスキームおよびお支払いの時期についてご教示ください。	サービスの対価として支払います。サービスの対価の支払方法については、入札説明書等の公表時に示します。
4									提案施設	①必須施設と同じ建屋内に、提案施設として例えば自動販売機コーナー等を整備する場合、事業者が負担する整備費とは自動販売機本体、空き缶入れ等の備品等に係る費用のみとの理解で宜しいでしょうか。 ②(上記に関連して)提案施設としてに自動販売機等のスペースを設ける場合には、その占有(床)面積相当の建築工事費(電気・水道等の共通設備を含む)は貴市負担に含まれるという理解で宜しいでしょうか。例えば、全体床面積が3000㎡で提案施設の占有面積が30㎡とした場合に、全体建築工事費の床面積按分比である1%相当の建築工事費は貴市負担との理解で宜しいでしょうか。あるいは床面積按分で建築工事費までも事業者負担になるのかという趣旨です。	(前段)自動販売機コーナーについては、お見込みのとおりです。提案施設の費用負担の考え方について、実施方針及び要求水準書(案)により詳細に記載します。 (後段)提案施設の費用負担の考え方について、実施方針及び要求水準書(案)により詳細に記載するため、より詳細に記載します。全体建築工事費の床面積按分比に応じた建築工事費は本市負担となります。
5										要求水準に記されている〈提案施設〉についてお教えてください。6Pに「提案施設は条例等に定める金額以上の使用料(事業者が提案する金額)を事業者が本市へ支払うものとする。」とあります。22Pには提案施設の例としてカフェ、売店、自動販売機コーナー、キッズコーナー、コインロッカー等の記載があります。97Pには「提案施設は独立採算事業として実施することし、実施に必要な経費(維持管理・運営にかかる経費(光熱水費を含む))は全て事業者が負担すること。」とあります。キッズコーナーやコインリターン式のコインロッカー等、一般的に利用料金を徴収しない施設は〈提案施設〉でしょうか。お教えてください。 資料8必要諸室リスト以外の事業者が提案する諸室はすべて〈提案施設〉でしょうか。必要諸室リスト以外の事業者が提案する諸室で利用料金を徴収しない室も〈提案施設〉でしょうか。P22には、〈必須施設〉として「その他共用部等」、「利用者用トイレ等」という含みのある表現もあります。〈提案施設〉の定義をお教えてください。 事業者が使用料を徴収しない施設の光熱費は市が支払うと考えて良いでしょうか。お教えてください。9Pに「提案施設の設置に伴う光熱水費を本市に支払うこと。」とあるため、〈提案施設〉の定義を明確にいただけると助かります。	実施方針(案)に関する質問への回答No.10を参照ください。
6	7	1	3	4	(2)				建設・工事監理業務	「解体撤去にかかる費用は本市が負担」とありますが、入札金額には解体撤去費用は含まないと考えて良いでしょうか。また解体、撤去工事についての提案は行うと考えて良いでしょうか。お教えてください。	実施方針(案)に関する質問への回答No.12を参照ください。
7										「解体撤去にかかる費用は本市が負担」と記載がございますが、ご負担金のスキームおよびお支払いの時期についてご教示ください。	サービスの対価として支払います。サービスの対価の支払方法については、入札説明書等の公表時に示します。
8										既存施設から新設施設への什器備品等を移転する必要がある場合、市にて実施いただけるとの理解でよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。ただ、現時点では、什器備品等の移転は想定していません。

要求水準書(案)に関する質問への回答

No	頁	項番						項目等	質問内容	回答
9	8	1	3	4	(3)	⑪		修繕業務	「建築物、建築設備に係る大規模修繕は、本市が直接行うこととし、事業者の業務対象範囲外」とありますが、火葬炉設備の大規模修繕も事業者の業務対象範囲外と考えて宜しいでしょうか。お教えてください。	お見込みのとおりです。
10									大規模修繕については、貴市が直接行うとありますが、事業期間中に発生する大規模修繕も貴市が直接行うという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。事業期間中に大規模修繕が発生する見込みの場合は、その費用も含め、長期修繕(保全)計画を作成してください。
11									「建築物、建築設備に係る大規模修繕は、本市が直接行うこととし、事業者の業務対象範囲外とする」とありますが、事業期間中に発生した修繕が大規模修繕に該当するか否かの具体的な判断基準(例:計画修繕以外で、1件あたり〇〇万円を超える修繕は大規模修繕とする 等)はございますでしょうか。	大規模修繕の基準については、入札説明書等の公表時に改めて示します。
12									大規模修繕は貴市が直接行うとありますが、長期修繕(保全)計画に大規模修繕を見込む場合も、当該大規模修繕は貴市が直接行うとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
13									前問に関しまして、長期修繕(保全)計画に見込んでいない大規模修繕が必要になった場合も、当該大規模修繕は貴市が直接行うとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、想定外の大規模修繕が出来る限り発生しないよう、修繕業務を実施してください。
14					(4)			運營業務	②⑥が利用者受付業務となっています。重複でしょうか。	お見込みのとおりです。修正します。
15					(4)	⑫		待合関連業務	待合関連業務とは利用者を待合部門へ誘導する業務でしょうか。誘導以外の業務を想定されているでしょうか。お教えてください。	要求水準書(案)P.95に記載の内容を想定しています。その他は事業者提案によるものとします。
16	9	1	3	6	(1)			使用料	財産条例、財産規則を読む限り使用料は財産管理者である貴市が定めることになっているので、使用料(床面積当たり〇円/㎡等)に付いては別途貴市より開示があるという理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。入札説明書等の公表時に示します。
17					(2)			光熱水費	光熱水費が資料7に記載されておりますが、昨今の状況を踏まえ予想を遥かに上回っています。さてどのようにお考えでしょうか。	要求水準書(案)P.9に記載のとおり、提案施設を除く本施設の維持管理及び運營業務の実施に係る光熱水費は本市がサービス対価とは別に負担します。
18				7				光熱水費の負担	「光熱水費は本市が負担する」とありますが、火葬炉に使用する燃料・電気代も貴市の負担と考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
19									「可能な限り光熱水費の削減を図るように業務を実施すること」との記載がありますが、削減出来なかった場合のペナルティはあるのでしょうか。	ペナルティはありません。努力義務となります。
20	15	1	6	1	(3)			用途地域	本計画地は第1種住居地域のため3,000㎡を超える事務所、店舗等は建設できないと考えます。当斎場は「3,000㎡を超える事務所、店舗等」に該当するかどうか教えてください。	本計画地は第1種住居地域のため3,000㎡を超える事務所、店舗等は建設できません。
21									上記の考えより3,000㎡を超える斎場が建設できない場合、建築基準法48条のただし書きは適用できるでしょうか。お教えてください。	建築基準法第48条ただし書き許可の適用につきましては、計画調整局建築指導部建築企画課にご確認ください。
22					(7)			都市計画決定	都市計画決定のスケジュールをご教示下さい。	事業契約の締結までに本施設の都市計画決定について都市計画審議会に諮る予定です。

要求水準書(案)に関する質問への回答

No	頁	項番							項目等	質問内容	回答
23	16	1	6	2	(1)				敷地の現況	「事業予定地への出入りは事業予定地東側道路からを基本とし、事業予定地南方向からの左折入場及び事業予定地南方向への右折退場を徹底」とありますが、斎場の供用時についての記載であり、工事車両等は周囲の近隣や学校の理解を得た場合、記載のあるルート以外の出入りも可能と考えて宜しいでしょうか。お教えてください。	工事期間中も「資料2 事業予定地・通行禁止エリア位置図」に記載の内容を基本とします。本市と協議を行うことは可能ですが、地元住民との合意を得ることが必要となります。
24										「事業予定地への出入りは事業予定地東側道路からを基本とし、事業予定地南方向からの左折入場及び事業予定地南方向への右折退場を徹底」とありますが、サービス車両や維持管理車両等、会葬者の車両動線と分けることが望ましい車両の出入口を資料2に記された出入口以外の位置に設けることは可能でしょうか。お教えてください。	
25				4	(2)				休場日	門扉を撤去・改修する場合、着手から終了までに10日はかかり、元旦しか休日がないため防犯及び車両の通行に必ず支障が出ます。協議し元旦以外で連続で休炉日を設けることは可能でしょうか？	休場日は1月1日のみであり、臨時の休場日を定めることは想定していません。
26										「式場部分に限り 24 時間利用可能」とありますが、通夜後に遺族が式場に泊まり込むと考えて良いでしょうか。お教えてください。	一昼夜利用可能な施設として式場の貸出を行うものです。
27										通夜後に遺族が式場に泊まり込む場合、式場の宿泊を行う室は建築基準法上の宿泊施設となるでしょうか。	宿泊を前提とするものではなく、一昼夜利用可能な施設として貸出を行うものですので、宿泊施設ではありません。
28										現在は遺体の預かりは何時まで行われていますか？	現在は、開場時間から16時30分頃までに遺体預かりを行っています。
29										通夜時は何時まで立ち合いを想定されていますか？	通夜への立会は不要です。
30										「開場時間は9時00分から当日の火葬予定遺体の収骨終了又は遺体預かり業務終了時までとする。ただし、式場利用時には、式場部分に限り 24 時間利用可能な状態にしておくものとする。また、火葬受入がない場合であっても開場時間から 17 時 30 分までは、施設運営に必要な人数を配置することとする。」と記載があります。 上記を遵守した上、維持管理業務、運営業務における配置人員、配置時間については、事業者の提案によるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。事業者の提案によるものとします。
31										式場の利用がある場合でも、火葬業務、遺体預かり業務が終了していれば17時30分以降は職員の常駐義務はないという理解で宜しいでしょうか。また、過去に火葬受け入れのない日はありましたでしょうか。	職員の常駐時間については、お見込みのとおりです。また、火葬受入のない日はありません。
32										「また、火葬受け入れのない場合であっても開場時間から17時30分までは、施設運営に必要な人数を配置すること」とありますが、過去に火葬受け入れのない日はありましたでしょうか。	ありません。
33	17	1	6	5					解体・撤去施設(既存施設)の概要	既存施設に係る図面一式の資料提供をお願いします。	別途、要求水準書の添付資料として公表を行います。
34										既存施設に杭がある場合、新設躯体・杭と干渉する杭のみの撤去でよろしいでしょうか。	既存杭を残置することは可能としますが、既存杭の位置や寸法等は記録の上、本市に報告してください。
35	18	1	6	6					表3 現小林斎場での火葬件数の状況(令和3年度)	施設稼働状況の想定のため、R30年度までの火葬取扱件数の想定をお示し頂けないでしょうか	別途、要求水準書の添付資料として公表を行います。
36									表4 式場利用件数(令和3年度)	令和3年度の式場利用件数の記載について、昼大(式場フルオープン)、昼小(式場半分に区切った利用)、夜大(通夜式式場フルオープン)、夜小(式場半分に区切った利用)とありますが、内容については上記かっこ書きの認識でよろしいでしょうか？	現在の小林斎場には大式場と小式場があり、昼(大)は昼間時の大式場、昼(小)は昼間時の小式場、夜(大)は夜間時の大式場、夜(小)は夜間時の小式場の利用件数を示しています。
37									表5 式場利用件数(令和3年度・免除分)	記載の件数は、表4の件数に含まれていないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

要求水準書(案)に関する質問への回答

No	頁	項番							項目等	質問内容	回答				
38	19	2	1	1	(1)				業務の対象範囲	「なお、提案的事項や要求水準書に記載が無い事項について、設計業務の中で、必要に応じてワークショップなどを活用して協議を行うこと」とあります。 ワークショップとは、周辺住民や関係者を交えた協議ではなく、貴市との打合せと理解しますが宜しいでしょうか。 仮に、周辺住民などの関係者を交えた協議を想定している場合、その理由をご教示ください。	必要に応じて本市や関連団体との打合せ・協議を行うことを想定しています。 ワークショップの開催が必要な具体的な事項の想定は現在ありませんが、事業者提案や要求水準にない事象が生じた際に、ワークショップ等を開催し、本市や関連団体、近隣住民の意見を聴取しながら問題解決を行ってください。				
39										必要に応じてワークショップなどを活用とありますが、ワークショップの参加者は誰を想定していますでしょうか。	必要に応じて本市や関連団体、近隣住民との打合せ・協議を行うことを想定しています。				
40										(3)				測量調査(分筆含む)、地盤調査、土壌調査等の事前調査について貴市が想定している仕様書をご教示ください。	本市の想定する仕様はありません。事業者が必要と考える内容でご提案ください。
41														「土壌調査は事業者の責任で行う」とありますが、「土壌汚染調査」、「土地利用履歴」等実施していれば開示をお願いします。	お示しできる資料はございません。
42														(7)	
43	21	2	2					事前調査業務	測量調査(分筆登記含む)とありますが分筆登記作業として具体的内容をご教示下さい。	具体的な想定はございませんが、建築確認上、支障のない計画とするようにしてください。					
44			3	1	(1)				基本施設・諸元	表7の駐車場および駐輪場は、建替え期間のどの段階においても必要とお考えでしょうか？ 仮に必要な場合、場外を含めた提案を求めることになりますか。また、その場合の費用負担はどのようにお考えでしょうか。	表7に示す、駐車場及び駐輪場は施設整備完了段階に確保されていれば問題ありません。 建替え期間中の場外への駐車場および駐輪場の確保は事業者の提案により可能ですが、事業者の費用負担となります。				
45										事業費用等の算出における想定床面積をご教示ください。	本事業は、事業者の創意工夫、アイデア、ノウハウ、技術力を最大限に活用するため、各諸室の配置等は事業者の提案によるものとしており、延床面積の下限値等を示すことは想定していません。				
46										構造・階数の記載がありますが、鉄筋コンクリート造は指定でしょうか。又は、S造等の採否は事業者提案に委ねるとの理解で宜しいでしょうか。	要求水準書(案)P.29に記載のとおり、構造形式は鉄筋コンクリート造を基本としますが、意匠等を考慮して一部を鉄骨造等、別の構造形式を提案とすることも可能とします。				
47	22	2	3	1	(2)				諸室構成	待合室の設置は必要が無いと認識してよろしいでしょうか？	火葬中の待合スペースについては待合ロビーの利用を想定しています。そのため、待合個室については必須施設とはしていませんが、待合個室の設置は、事業者の提案によるものとします。				
48										現在の式場は1か所、40人程度の理解でよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。				
49										表8に記載されている部屋は、その機能が必要と理解し、兼用や機能を充足する場を提案して設ければ宜しいですか。	お見込みのとおりです。ただ、兼用とする場合や他の部屋で機能を充足させる場合はその旨と理由を提案書等にて示してください。				
50										告別室・収骨室の利用人員、待合ロビーの利用人員について、ご教示ください。	要求水準書(案)P.93に示す受入件数等に対応できる範囲で、事業者の提案によるものとします。				
51										遺骨保管室について、対象とする遺骨の種別、数、保管方法、保管期間など、室の使い方をご教示ください。	要求水準書(案)P.44及びP.94に示すとおり想定しています。				

要求水準書(案)に関する質問への回答

No	頁	項番							項目等	質問内容	回答
52	22	2	3	1	(2)				諸室構成	会葬者が利用する待合室は、設置しないものと考えて宜しいですか。	火葬中の待合スペースについては待合ロビーの利用を想定しています。そのため、待合個室については必須施設とはしていませんが、待合個室の設置は、事業者の提案によるものとします。
53										表8必須施設－待合部門にて、待合室を設ける場合は提案施設となるのでしょうか。	提案施設となります。ただし、運営収入を伴わない提案施設となるため、費用負担等については、実施方針及び要求水準書にてより詳細を記載しますので、そちらをご確認ください。
54										表8に記載のある外部施設ゾーンの車寄せ(業者用)は、どのような利用を想定していますか。	式場等を利用する葬祭業者の利用を想定しています。
55	23	2	3	2	(1)	⑫			全体計画	「当該敷地が第一種住居地域であることに留意し、必要に応じて、敷地を分筆・登記する等、建築確認申請上、支障のない計画とすること。」とありますが、どのような事象に配慮し敷地を分筆・登記するのか教えてください。	具体的な想定はございませんが、建築確認上、支障のない計画とするようにしてください。
56										「施設計画にあたっては、当該敷地が第一種住居地域であることに留意し、必要に応じて、敷地を分筆・登記する等、確認申請上、支障のない計画とすること。」の意味が不明です。 第一種住居地域に留意して敷地の分割・登記を行う主旨や意図、目的をご教示ください。	
57										必要に応じて、敷地を分筆・登記する等とありますが、分筆・登記はどのような場合に必要になると想定していますでしょうか。	
58										第一種住居地域であることに留意とありますが、建築基準法第48条第5項に記載の、住居の環境を害するおそれがないように留意すると考えてよろしいでしょうか。	
59										敷地は分筆せず、建築基準法第7条6の、仮使用認定申請で解決できないでしょうか。	建築確認申請につきましては、大阪市計画調整局建築指導部建築確認課にご確認ください。

要求水準書(案)に関する質問への回答

No	頁	項番							項目等	質問内容	回答			
60	24	2	3	2	(2)	②	i)		既存施設との関係	「新施設の運営開始後、既存施設の解体を行う建替計画を前提とした配置計画」とありますが、新施設の建設前に既存施設を一部解体することは可能でしょうか。お教えください。	以上の事業予定地の状況を踏まえ、土地の分筆等を前提とするものではありませんが、建築確認上、支障のない計画とするようにしてください。			
61										工事中の既存施設の利用者の駐車場(マイクロバス・一般車・霊柩車等)のスペースはどうお考えでしょうか。	→具体的な想定はございませんが、建築確認上、支障のない計画とするようにしてください。			
62										「新施設の運営開始後、既存施設の解体」とありますが、既存施設の一部を先行解体し、その機能を有する施設を敷地内もしくは近接地に移設して、運営を維持することは可能でしょうか。	供用開始日(第1期)までの既存施設の火葬業務が支障なく運営が可能であることを前提として、既存施設の一部を先行して解体する提案を認めます。			
63										①既存施設の運営に支障がない範囲で、建替期間中に既存施設の一部を先行して解体することは可能でしょうか。 ②建替期間中に計画地外の用地を確保して利用者の車両の駐車場とすることは可能でしょうか。	①供用開始日(第1期)までの既存施設の火葬業務が支障なく運営が可能であることを前提として、既存施設の一部を先行して解体する提案を認めます。 ②可能です。事業者の提案によるものとします。			
64						③	i)	b	車両動線及び駐車場・駐輪場計画	敷地内での職員駐車場の整備は必要ないとありますが、受注者が敷地外で確保を行うか、公共交通機関を利用するとの認識でよろしいでしょうか？	公共交通機関の利用を想定しています。			
65										霊柩車一時駐車場、寺院駐車場は設けなくてよろしいでしょうか？	霊柩車の一時駐車場(寄り付けスペース)を確保してください。寺院駐車場は不要とします。			
66										「敷地内へ職員用の駐車場の整備は必要ない」とありますが、職員の通勤等への考え方をご教示下さい。	公共交通機関の利用を想定しています。			
67	「敷地内へ職員用の駐車場の整備は必要ない」とありますが、職員は公共交通機関を利用しての通勤が前提ということでしょうか。									お見込みのとおりです。				
68	iv)					b	マイクロバス駐車場の寸法をご教示下さい。	「資料3 事業予定地現況測量図」示している現在のバス専用駐車場と寸法と同程度としてください。						
69							「敷地内にマイクロバス8台程度の駐車場及び2台分の待機スペースを設けること」とありますが、工事期間中におけるマイクロバスの駐車場・待機スペースの場所や台数の指定はありますでしょうか。	敷地内には、少なくともマイクロバス・霊柩車の寄り付けスペースを確保してください。台数の指定は行いませんが、事業者提案により可能な限り確保してください。						
70	25							(3)	①			必要諸室	「必要な諸室は、「資料 8必要諸室リスト(必須施設)」のとおりとし、面積については参考値とする。」とありますが、必要な機能が満足していれば各室面積に制限(例えば下限値90%等)は無いと考えて宜しいでしょうか。 また、必要な機能が満足していれば床面積の基準は無いと考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
71													延床面積について、資料8を参考に事業者の創意工夫による提案を期待するとありますが、貴市として想定した施設全体としての総延床面積を設定いただくことは可能でしょうか。下限値の設定がないとコンペとしての公平性が保てないと想定します。	本事業は、事業者の創意工夫、アイデア、ノウハウ、技術力を最大限に活用するため、各諸室の配置等は事業者の提案によるものとしており、延床面積の下限値等を示すことは想定していません。
72									②			什器・備品等	リース方式による調達も可とするが、事業終了時に適切な引継ぎが行えるようにすることとありますが、引渡し時にリース品のリース契約者を市に変更するとの理解でよろしいでしょうか。	リース方式による調達とした場合の事業期間終了時における引継ぎについては、事業者の提案によるものとしますが、ご質問に記載のある方法も可とします。
73													「資料9什器・備品等リスト」記載のものは設置が必須でしょうか。あるいは提案によって設置しないことも認められますでしょうか。	「資料9 什器・備品等リスト」記載があるものは設置が必須です。なお、事業者提案により記載のない什器・備品等の提案は可能です。
74	27	2	3	2	(5)	④				動線計画	式場は外部からの出入りを可能とする事は必須でしょうか。	通夜を行う場合の利用者の出入が可能となるよう、式場は外部からの出入りが可能であることが必要となります。		

要求水準書(案)に関する質問への回答

No	頁	項番							項目等	質問内容	回答
75	28	2	3	3	(2)				環境保全・環境負荷低減	『ZEB Oriented』に適合する建築物』とありますが、斎場施設は事務所、工場、学校等の40%以上の一次エネルギー消費量削減でしょうか。それとも、ホテル、病院、百貨店、飲食店、集会所等の30%以上の削減でしょうか。	「40%以上の一次エネルギー消費量削減」を想定しています。
76	31	2	3	5	(2)	⑫			火葬炉設備設置	「火葬炉設備を2階以上に設置することは、原則認めないものとする」とありますが、狭小地であり、火葬炉設備を平屋設置とすることは困難であると考えます。火葬炉本体(主燃烧炉・再燃烧炉)を1階に設置し、その他(排ガス処理設備等)を2階に設置することは可能でしょうか。	ご質問に記載のある方法も可とします。 火葬炉設備の一部を2階に設置することは可能ですが、火葬炉本体は1階に設置するようにしてください。
77										「火葬炉設備を2階以上に設置することは、原則認めない」とありますが、22頁第3節 2 (1) ②では「3階以下で計画」とあります。火葬炉設備は1階とし、2～3階は待合ロビー等の諸室とする計画ということでしょうか。	お見込みのとおりです。 なお、火葬炉設備の一部を2階に設置することは可能ですが、火葬炉本体は1階に設置するようにしてください。
78	32	2	3	5	(3)	②	v)		受変電設備	「管理諸室には、諸室の使用電力量を簡易に確認できるよう、メーター等を設置すること。」とありますが、メーターは管理諸室ごとに設置が必要でしょうか。諸室全体での使用電力量が確認できる仕様とみなしてよろしいでしょうか。	諸室全体で使用電力量が確認できる仕様で構いません。 なお、提案施設を設置する場合は、当該部分における使用電力量を別途確認できるようにしてください。
79						③	v)		照明・電灯 コンセント設備	「各室において、使い勝手を十分に考慮してスイッチを配置するとともに、管理諸室において、照明等の設備利用状況が把握できるようにすること」とありますが、管理諸室全てにおいて、設備利用状況を把握する必要がありますでしょうか。	事務室を基本としますが、いずれかの管理諸室で構いません。
80	33	2	3	5	(3)	⑦			発電設備	「通常の火葬件数」とは28件(14炉×2回転)という理解で宜しいでしょうか。	具体的な炉の利用スケジュールは事業者の提案によりますが、お見込みのとおり の想定をしています
81										火葬業務遂行のために最低限必要な設備となりますが、「資料10 電気・機械要求性能表」の区分において、電力供給が必要な室を具体的にお示しいただけますでしょうか。	事業者の提案により、火葬業務の遂行が可能となるよう計画してください。
82										発電設備の使用について、通常の火葬件数で3日間(28件／日)とありますが、P.39には「最大火災件数で3日間運転可能な燃料が備蓄できる設備を設置し、燃料を備蓄すること」とあります。災害時の運用は最大使用(42件／日)とする必要はありませんでしょうか。	1日最大42件(1炉3回／炉・日)までの受入については、災害等の発生時の最大受入件数の想定です。そのため、受入件数の想定については、通常時は1日28件とし、災害等の発生時には1日最大42件 まで対応が可能となるよう計画してください。
83										「太陽光や自然エネルギーによる発電設備を導入する場合は、計画地の特性やコスト面を踏まえ提案」とありますが、ここで記す計画地の特性についてお教えてください。電気料金等のことでしょうか。	敷地周辺の日照状況や電気料金等を指しています。
84	35	2	3	5	(3)	⑫	i		中央監視制御設備	「火葬炉に関する事項は事務室等で～事務室での監視及び制御が行えるよう、中央制御方式とすること」とありますが、制御室の誤記でしょうか。	「火葬炉に関する事項」は、事業者の提案により、制御室での監視及び制御を行うことも可能です。要求水準書(案)を修正します。
85							iv)			「各炉の全ての機器の手動操作を中央監視制御設備より行えるものとする」とありますが、国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修「建築設備設計基準」(令和3年版)892項 中央監視制御項目「ボイラー 運転・停止」においては「運転操作は附属制御盤」とあります。問題はないのでしょうか。	問題ありません。
86	36	2	3	5	(4)	③			排煙設備	「自然排煙を原則とするが、必要に応じて機械排煙を行う事のできる設備」とありますが、建築基準法上、必要に応じて機械排煙を行うと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

要求水準書(案)に関する質問への回答

No	頁	項番							項目等	質問内容	回答
87	39	2	3	5	(8)				燃料保管設備	「1日あたりの最大火葬件数」は、事業者提案による通常時運営の最大件数とし、「1日あたりの最大火葬件数で3日間運転可能な備蓄燃料」を何日間を使用するかは、非常時対応の状況によって考えて宜しいですか。	お見込みのとおりです。本市と協議により対応するものとします。
88						①				1日あたりの最大火葬件数は28件(14炉×2回転)という理解で宜しいでしょうか。	具体的な炉の利用スケジュールは事業者の提案によりますが、お見込みのとおり想定をしています。
89				6	(2)				上水道	現状の引込口径をご教示下さい。	既存施設の意匠・構造・電気・機械の図面を要求水準書の添付資料として公表する予定であるため、そちらをご確認ください。
90	40	2	3	7	(2)				大規模災害時の対応	災害時対応設備・備蓄品等の整備及び維持管理は別途業務と考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
91										周辺住民の対象範囲、対応のために外部機関から来場される配員、駐車スペース等、緊急避難・一時滞留時点の施設利用の想定をご教示ください。	避難所は事業予定地北東側の大正小学校であり、本施設へ周辺住民が避難することは想定していません。災害発生時の避難については、施設利用者や職員等の安全を確保する程度と考えています。
92										大規模災害発生時には、周辺住民の緊急避難及び施設利用者に一時滞留の場所として提供するとありますが、対象者は何名くらいを想定していますか。	
93						②	②	②		「大規模災害発生時には、周辺住民の緊急避難及び一時避難場所として施設を解放」と記載がありますが、避難所用備蓄倉庫は必要でしょうか。必要であれば面積をご教示願います。	避難所用備蓄倉庫の設置は必須ではありません。必要備品等は施設外からの支給を想定しています。
94	41	2	3	7	(4)	⑥			防犯、安全対策	「夜間は式場のみの利用となることから、セキュリティ区分上支障のない諸室配置(式場を敷地出入口側に配置する等)とすること。」とありますが、夜間の式場、火葬場エリアのセキュリティが確保できる施設配置の場合、式場を敷地出入口側に配置する必要はないと考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。事業者の提案によるものとします。
95			4	1	(1)	④			共通	「(式場、残骨灰保管諸室等)は外部に面した配置とする」とありますが、時間外の動線確保や対応が可能であれば、必ずしも外部に面した配置としなくてもよろしいでしょうか。	時間外の動線を確保することを前提として、外部に面した配置としないことを認めます。
96	43	2	4	1	(2)	①	iii)	i	告別室・収骨室	「告別・収骨室には座席を用意すること。ただし、収骨の際には収納する等して他の会葬者の妨げにならないようにすること。」とありますが、収骨の際も高齢者、障がい者等の会葬者に配慮し座席が必要であり、また収骨の際に一々座席を収納することは運営を圧迫し人件費の向上につながります。 告別・収骨室の広さを十分に確保し、収骨の際も高齢者、障がい者等の会葬者に配慮し座席を設置する提案は可能でしょうか。	事業者提案によるものとします。
97							iv)		遺体安置室	保冷库の仕様は事業者の提案と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
98								a		・「遺体6体分の柩を収容できる保冷库を設置すること」とありますが、遺体保冷库室内にて利用者がご焼香等を行うことはございますか？ ・遺体保冷库は1段タイプでも2段タイプでもよろしいでしょうか？	(前段)遺体安置室内もしくは遺体保冷库の前室部分において、ご要望があればご焼香を行うことを想定しています。 (後段)1段タイプでも2段タイプでも構いません。
99						②	iii)		制御室	火葬炉設備の監視・管理を確実に行えることを条件に、制御室を設置しない提案は認められますでしょうか。	事業者提案により可とします。ただし、火葬炉設備の監視・管理が適切に行える理由を提案書等に記載してください。
100	44	2	4	1	(2)	②	vi)		残骨、飛灰保管室	保管庫から処理業者が排出行うのは年に何回を予定されていますか？	残骨灰及び集じん灰の処理業者への委託は年に1回の業務発注を行っています。基本的に契約後は月1回の引渡しを行います。契約時期により、業務開始が年度半ば、もしくはそれ以降になる可能性があります。

要求水準書(案)に関する質問への回答

No	頁	項番							項目等	質問内容	回答
101	44	2	4	1	(2)	②	vii)	b	遺骨保管室	要求水準P44Iには「縦横 3 寸程度の骨壺を約 5,000 個保管できるスペース」とありますが、資料9 什器備品リストには「遺骨安置用ロッカー」とあります。5000 庫のロッカーを設置することは困難なため、骨壺を5000庫安置できる棚を設けると考えて宜しいでしょうか。お教えてください。	骨壺を5000庫安置できる棚を設けることで構いません。
102										・遺骨保管室に利用者が入ることがありますか？ ・保管期間の定めはございますか？	(前段)保管遺骨の関係人から参拝の申し出があったときは、午前9時30分から10時30分の間で10分を基本として参拝を認めるものとしています。 (後段)要求水準書(案)P.94Iに記載のとおり、最長約2年となります。
103										骨壺に要する費用は、遺族に実費を請求できるのでしょうか。それとも事業者の費用負担となりますか。	遺族や葬儀業者が持ち込む骨壺に収めるものであり、事業者が負担をする想定はしていません。
104	45	2	4	1	(3)	①	v)		共通	式場で通夜を行う場合に遺族が斎場に宿泊することはあるのでしょうか。	一昼夜利用可能な施設として式場の貸出を行うものです。
105	46	2	4	1	(4)	②	iii)		待合ロビー	「利用者用に給茶機を設置すること。」とありますが、待合ロビーでの飲食は可能なのでしょうか。お教えてください。	要求水準書(案)P.95Iに記載のとおり、食事や飲酒は禁止となりますが、飲料を飲むことは可能です。
106	47	2	4	1	(5)	②	vi)		事務室	・各炉の稼働状況を把握し、運転データや排ガス性状を監視・記録…」とありますが、P35⑫中央監視制御設備にも記載があるように、事務室と中央監視室を兼用にしても良いと理解してよろしいでしょうか？ ・広さに余裕があれば、事務室と中央監視室は分離してもよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。諸室の機能の兼用及び分離を行う場合は、その旨と理由を提案書等にて示してください。
107						③	i)		職員休憩室(更衣室、給湯室)	i) …職員室に近接して配置…」とありますが、資料8 必須諸室等にも「職員室」の記載がありません。職員室とは事務室との理解でよろしいでしょうか。	誤記となります。お見込みのとおり、「事務室」が正となります。要求水準書(案)を修正します。
108	48	2	4	1	(5)	④	ii)		職員用トイレ	「トイレの出入口には扉を設置すること」とありますが、トイレ入口の動線で視線のカットを行えば、必ずしも扉を設置しなくてもよろしいでしょうか。	職員用トイレ・利用者用トイレのいずれもの出入口には扉を設置せず、内部が見えないよう配慮することも可とします。その旨を要求水準書に記載します。
109	49	2	4	1	(6)	①	ii)		共通	「昇降機設備を設置する場合は、利用者用と管理者用を分けて整備すること。」とありますが、管理者専用の昇降機設備とは事業者(施設管理者)専用の昇降機を指すのでしょうか。又は葬儀業者や飲食搬入業者の昇降機を指すのでしょうか。 待合ロビーでは原則食事、飲酒は行わないため、カフェ等を設けない場合は、管理者専用の昇降機設備は維持管理費の観点からも不合理なように思えます。要求水準の意図に沿った提案を行いたいため、具体的に意味するところをお教えてください。	管理者用の昇降機設備については、設置を必須とするものではありません。事業者の提案に応じて、利用者用の昇降機設備のみの設置も可とします。ご質問の該当箇所は、利用者と裏方の動線が錯綜しないことを意図しています。
110	51	2	4	1	(7)	③			喫煙コーナー	外部施設ゾーンに喫煙コーナーの記載がありますが、利用者の目に触れる可能性があります。具体的にどのようなイメージでしょうか？	受動喫煙防止法に則った喫煙場所の設置を想定しています。
111	52	2	4	1	(8)	①	ii)		共通	「駐車場及び駐輪場は、本施設の工事期間中でも適切に確保」とありますが、敷地外の借地に確保することは可能でしょうか。	可能です。事業者の提案によるものとします。
112										工事期間中に確保する駐車場及び駐輪場の台数は、提案に委ねるとの理解でしょうか。	お見込みのとおりです。
113										第1期、第2期建設期間ともに駐車台数について、必要台数若しくは必要台数の内の何台分かを駐車可能なスペースを周辺で借りる予定はありますか。	敷地外での駐車場の確保は想定していません。

要求水準書(案)に関する質問への回答

No	頁	項番							項目等	質問内容	回答
114	54	2	6	1	(1)				基本設計	提出書類に「その他必要資料」とありますが、どの様な資料が考えられるのかご教示ください。	構造・設備関係の計算書類や設計業務における検討に使用した資料等を想定していますが、詳細は本市と協議の上、決定するものとします。
115										提出書類に「外観・内観パース 一式」とありますが、それぞれの内訳、枚数をご教示ください。	基本設計時、実施設計時のいずれも、外観パース:2枚、内観パース4枚程度を想定しています。詳細は本市と協議の上、決定するものとします。
116	55	2	6	1	(2)				実施設計	提出書類に「その他必要図書」とありますが、どの様な図書が想定されるのかご教示ください。	構造・設備関係の計算書類や設計業務における検討内容が記された資料等を想定していますが、詳細は本市と協議の上、決定するものとします。
117	56	3	1	1	(6)				業務の対象範囲	既存建物の撤去後の土地利用についてはどのように考えればよろしいでしょうか。	既存建物の撤去後の土地は事業予定地に含まれています。既存建物の撤去後の土地については、駐車場等としての利用を想定していますが、事業者の提案によるものとします。
118										煙突の解体についてお伺いします。工法は決まっているのでしょうか？事業者が考えてよいのでしょうか。	事業者の提案によるものとします。
119				2	(1)				業務期間	第1期建設期間の工事着手時期の指定(或いは着手不可の時期)はございますでしょうか。	工事着工時期の指定や着手不可時期はありません。ただし、現在の指定管理期間への影響もあるため、第1期の供用開始日は前後することは認めません。
120	57	3	2	1	(2)				基本的な考え方	『建設工事は、設計業務が完了した後に着工すること』とありますが、建築工事着手とは、一般的に杭工事や掘削工事着手と考え、準備工事(仮囲い・調査業務等)は着手可能と考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、準備工事着手前に本市と協議をしてください。
121				2	(5)				工事計画策定に当たり留意すべき項目	敷地内に最低限のスペースとして資材置場・生コン・ポンプ車・レッカー車設置場所(1,000m ² 以上)が必要です。小林斎場近辺に大阪市の余剰地はありませんか。見たところ近辺には民間でもありません。	大阪市の余剰地はありません。
122	59	3	2	4	(1)	①			建設工事	「工事監理者を通じて工事進捗状況を本市に毎週報告」とありますが、P60第5節3(1)では、工事監理者による報告は毎月1回程度とあります。いずれが正しいでしょうか。	「毎月1回」となります。要求水準書(案)を修正します。
123	61	3	6						利用者・歩行者等への安全対策業務	出入口が一つのため既存施設への車両動線と提案施設の車両動線について、工期の工程上支障がでないよう協議を行うことはできますか。	協議に応じるものとします。
124	62	3	8	1					排ガスに係る基準	・ダイオキシン類濃度1ng-TEQ/m ³ N以下とありますが、「資料11火葬炉整備要件P12(5)排ガス処理設備1)集じん装置項目」においてはダイオキシン類濃度0.1ng-TEQ/m ³ N以下となっております。こちらは誤りでしょうか？	「1ng-TEQ/m ³ N」が正となります。要求水準書(案)を修正します。
125										表9 排気筒出口におけるダイオキシン類濃度の基準値1ng-TEQ/Nm ³ 以下とあります。また資料11の12頁では 集じん装置 設計出口ダイオキシン類濃度は0.1ng-TEQ/Nm ³ となっておりますが、ダイオキシン類濃度について、表9の 排気筒出口における排ガス濃度基準値1ng-TEQ/Nm ³ 以下という理解で宜しいでしょうか。	
126	68	4	1	1					業務の対象範囲	職員や施設利用者が消費する消耗品(トイレトペーパー、手洗い石鹸、アルコール消毒剤、傘袋、用紙、ゴミ袋等)について、既存施設での直近3年度分の購入量を開示願います。	現斎場の指定管理者に詳細な内訳の提出を求めているため把握していません。
127	69	4	1	3					維持管理業務計画書	最初の業務実施年度に係る維持管理業務計画書については施設引渡し予定の日の6か月前とありますが、より正確な計画書を策定したいため、供用開始日の6か月前に変更頂けないでしょうか。	ご意見のとおり、最初の業務実施年度に係る維持管理業務計画書の提出については供用開始日の6ヶ月前までとします。

要求水準書(案)に関する質問への回答

No	頁	項番							項目等	質問内容	回答
128	70	4	1	4					業務報告書等	月報、四半期報、年報について、報告書に記載すべき項目、提出期日、押印有無等についてご教示下さい。	提出期日は、入札説明書等の公表時に事業契約書(案)にて示します。報告書に記載すべき事項は、要求水準書(案)P.70Iに示すとおりです。押印の有無については、報告書提出時に本市との協議によるものとします。
129	71	4	1	7	(1)				実務実施体制の届出	維持管理・運營業務責任者は要求水準書を満たす管理体制を構築した場合、運營業務責任者または維持管理業務責任者との兼務が可能との理解で良いか。	要求水準書を満たすことを前提に、事業者の提案により可能とします。
130										①図中にある「維持管理・運營業務責任者」とは維持管理業務と運營業の両方を統括する責任者という意味でしょうか。 ②上記の場合に「維持管理・運營業責任者」が「維持管理業務責任者」か「運營業責任者」の何れか一つを兼務することは可能なのでしょうか。或は、「維持管理・運營業責任者」は各業務責任者とは別に独立して配置する必要があるのでしょうか。	①お見込みのとおりです。 ②要求水準書を満たすことを前提に、事業者の提案により可能とします。
131	71	4	1	7	(2)				業務従事者	業務従事者の本施設への常駐は必ずしも必須ではないとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書を満たすことを前提に、事業者の提案により可能とします。
132										業務従事者にて必要な各業務区分責任者、各業務担当者を選任・配置が求められておりますが、要求水準書を満たす管理体制を構築した場合、非常駐でも可能との理解で良いか。	
133	73	4	2	1					日常(巡視)保守点検業務	日常(巡視)保守点検業務は本施設に常駐する運営スタッフによる実施でも問題ないでしょうか。	要求水準書を満たすことを前提に、事業者の提案により可能とします。
134	74	4	3	1					運転・監視業務	「…現場を巡回して観察し、…」とありますが、これは当該業務の専従職員の常駐を求めるものでしょうか。また担当業務に支障がない範囲で、他の業務従事者例えば運營業務従事者等が兼務することは可能でしょうか。	要求水準書を満たすことを前提に、他の業務従事者と兼務することも可能です。
135										(1)(2)の運転、監視、管理等は専門のビル管理会社による広域(遠隔)ビル監視システムの導入も可能でしょうか。	可能です。事業者の提案によるものとします。
136	78	4	5	3	(4)				外構管理業務	積雪がある場合は、利用者が安全に利用できるよう、除雪を行うこととありますが、常駐スタッフのみでの除雪には限界があるため、対象は施設出入口付近のみという理解で良いのでしょうか。積雪量にも依りますが、駐車場全域が対象となると通常業務に支障をきたす恐れがあります。	施設運営が可能な範囲で、事業者の提案によるものとします。
137	79	4	6	4					廃棄物処理業務	現行の一般廃棄物収集運搬処分業務委託費及び過去3年分の排出量をご開示願います。	具体的な費用や排出量についてお示しできるものはありませんが、普通ごみ90ℓの袋を2袋、資源ごみ90ℓの袋を1袋を週2回収集を行う契約を結んでいます。
138	81	4	9	1	(2)				防犯・警備業務	開場時間は有人警備を想定されていますか？	お見込みのとおりです。ただし、警備業務以外と兼ねて人員配置することも可能です。
139	82	4	9	2	(6)				防火・防災業務	修繕を事業者裁量で実施することから、事業者側で防火管理者を選任するというのは理解できますが、管理権原者は市、事業者のいずれになりますでしょうか。	管理権原者は本市になります。
140			10	2					残骨灰、集じん灰の管理・処理業務	残骨灰は保管後貴市の委託事業者に引き渡すとありますが、同4.では年に1回のダイオキシン測定を実施した上で適正処理となっております。処理の内容をご教示ください。	飛灰については事業者が適正に処理を行ってください。残骨灰及び集塵灰については、本市が別途契約を行う委託事業者に引き渡します。

要求水準書(案)に関する質問への回答

No	頁	項番							項目等	質問内容	回答
141	83	4	11	1	(2)				本施設の引渡し	事業期間終了時の建物及び火葬炉設備については、おおむね2年以内の大規模修繕又は更新を要しないと判断できる状態にすることとありますが、判断するのは、事業者との理解でよろしいでしょうか。	事業者の提案を基本としますが、本市と協議の上、決定するものとします。
142										事業終了時、おおむね2年以内の大規模修繕工事又は更新を要しないと判断できる状態で引き渡すこととありますが、本施設は特定建築物に該当しないという理解で間違いございませんでしょうか。	計画施設の規模等にもよるため、本施設が特定建築物に該当するかについては、事業者が提案に応じて確認をしてください。
143	85	4	12	1					修繕業務	事業終了後の大規模修繕を見据えた事業期間全体の長期修繕計画を作成し、本市へ提出とありますが、事業終了後何年分の計画が必要でしょうか。	長期修繕計画は事業期間中分を作成してください。
144	87	5	1	1					業務の対象範囲	(2)(6)が利用者受付業務となっています。重複でしょうか。	お見込みのとおりです。修正します。
145	88	5	1	3					運営業務計画書	最初の業務実施年度に係る運営業務計画書については施設引渡し予定の日の6か月前とありますが、より正確な計画書を策定するため、供用開始日の6か月前に変更頂けないでしょうか。	ご意見のとおり、最初の業務実施年度に係る運営業務計画書の提出については供用開始日の6ヶ月前までとして要求水準書を修正します。
146			4	4					業務報告書等	月報、四半期報、年報について、報告書に記載すべき項目、提出期日、押印有無等についてご教示下さい。	提出期日は、入札説明書等の公表時に事業契約書(案)にて示します。報告書に記載すべき事項は、要求水準書(案)P.88に示すとおりです。押印の有無については、報告書提出時に本市との協議によるものとします。
147	89	5	1	7	(1)				業務実施体制の届出	維持管理・運営業務責任者は維持管理業務責任者と兼務可能でしょうか。	要求水準書を満たすことを前提に、事業者の提案により可能とします。
148										図中に示された「維持管理・運営業務責任者」とは維持管理業務と運営業務の両方を統括する責任者という意味でしょうか。 また、上記の場合に「維持管理・運営業務責任者」が「維持管理業務責任者」または「運営業務責任者」の何れか一つを兼務することは可能なのでしょうか。あるいは、「維持管理・運営業務責任者」は各業務責任者とは別に独立して配置する必要があるのでしょうか。貴市のお考えをご教授願います。	(前段)お見込みのとおりです。 (後段)要求水準書を満たすことを前提に、事業者の提案により兼務を可能とします。
149					(2)	③			業務従事者	式場(通夜)使用者が斎場に泊まることはあるのでしょうか。或いは通夜終了後に(泊まらず)、片付けを行ったのちに退去されるのでしょうか。	式場は一昼夜利用可能な施設として利用者に貸出を行うものです。
150	91	5	2	1					予約受付業務	「大阪市立斎場予約システムを利用し～」とありますが、本事業に合わせて、予約スケジュール等のシステム改修を市で行うものと考えてよろしいでしょうか。	必要に応じて市が改修を行います。ただし、現在は、1時間単位でのシステムによる予約受付となっており、予約時間の30分間前から予約時間までの間に来場してもらうように案内をしています。 予約システムは市内の5つ斎場で共通のものとなるため、これを30分単位等にすることはできません。ただし、事業者と葬儀業者との運用上の調整・工夫等により、30分単位等での運用を行うことは可能です。
151										予約受付システムは貴市管理の既存システムで、本事業範囲外と拝察しますが、案内表示システム(デジタルサイネージ)は事業者提案でしょうか。その場合、既存予約受付システムとの連動は不要でしょうか。	事業者の提案によるものとします。必須とはしませんが、既存予約システムとの連動ができることが望ましいです。
152										大阪市立斎場予約受付システムについて、機器構成、仕様等の記載された資料のご提供をお願いいたします。	別途、要求水準書の添付資料として公表する予定です。
153	92	5	5	3					使用料等徴収業務	貴市の納付書により振込む際には、事業者には手数料負担が生じないという理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。

要求水準書(案)に関する質問への回答

No	頁	項番							項目等	質問内容	回答
154	93	5	7						棺受入・告別業務	1日最大42件までの受入はどの位の頻度(期間)を想定されているのでしょうか(例えば〇～〇日/年度など)過去の実績があればお示し頂けますか。 ※頻度(期間)が少なければ職員の残業等で一時的に対応できますが、頻度が高ければそれに応じた要員計画を立てなければならず人件費に影響するので確認いたします。	1日最大42件(1炉3回/炉・日)までの受入については、災害等の発生時の最大受入件数の想定です。そのため、受入件数の想定については、通常時は1日28件とし、災害等の発生時には1日最大42件 まで対応が可能となるよう計画してください。
155										1日最大42件までの受入というのは、火葬需要が一時的に逼迫したときに、貴市と事業者が別途協議して新たなタイムテーブル(最大42件)を暫定的に設けて対応するという意味であって、恒常的に1日に29件以上の予約が入り対応する必要があるということでないとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
156										要求水準では1炉3回/炉・日の最大42件/日受入れを可能としていますが(要求水準P93)、提案は1日28件/日でしょうか？または、最大の42件/日になるのでしょうか？	1日最大42件(1炉3回/炉・日)までの受入については、災害等の発生時の最大受入件数の想定です。そのため、受入件数の想定については、通常時は1日28件とし、災害等の発生時には1日最大42件 まで対応が可能となるよう計画してください。
157	94	5	8	10					収骨業務	令和1～3年度で、遺族の引取がなかった件数を年度ごとにご開示頂けますでしょうか。	毎年8月31日付で集計をしており、令和元年度816件、令和2年度795件、令和3年度839件、令和4年度966件です。
158										遺族による引き取りのない遺骨を収骨する場合、骨壺は遺族が用意するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
159			9	1					遺体預かり業務	遺体預かり予約の基本的時間をご教示ください。(例:午前何時から午後何時)	現在は、火葬受付時間に準じて、16時30分頃までに遺体預かりを行っています。
160										・「当日に遺体預かりの予約があるものについては受入れ対応を行う…」とありますが、24時間の対応と考えればよいでしょうか？ ・なお、通夜業務の管理、夜間対応は維持管理企業の業務範囲(夜間勤務)と考えれば良いでしょうか？	(前段)火葬受付時間に準じて、16時30分ごろまで受付を行ってください。 (後段)通夜業務の管理、夜間対応は不要です。
161										遺体安置室の利用形態はどのように想定されていますか。例えば、式場で簡易な葬儀を行う柩の一時置き、直送の柩仮置き、役所・警察等より身寄りがなく会葬者なしで行う直送など、具体的にご教示頂けますでしょうか。	あくまでも火葬前日の1日のみ預かりを行うもので、利用形態についての想定はありません。
162	95	5	11	3					式場関連業務	「食事や飲酒は原則禁止」とありますが、通夜ぶるまいもないと考えて良いでしょうか。また、宿泊する遺族の飲食も禁止でしょうか。	食事や飲酒は禁止となりますが、飲料を飲むことは可能です。
163				6						式場は、使用者又は死亡者が本市住民(八尾市住民を含む)…とありますが、八尾市住民を含むという表記は誤りですか？	八尾市と行政協定を締結していることから、記載のとおりです。
164				7						式場利用終了後の式場の清掃は利用者(葬祭業者)が行ない、事業者はその確認のみという理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。退去時に原状復帰がなされていない場合は、清掃を行うよう促してください。
165	97	6		4					提案施設	「カフェ・売店を設けるなど物品販売業務を行う場合は、事前に本市の許可を得ること。」とあります。カフェ・売店を設ける場合は、本提案時に提案する必要がありますが、提案前に本市の許可を得る必要がありますか。	提案前に質問等の機会を設けますので、その際にお問合せ下さい。なお、問合せの際に、質問内容の公表を避けたい場合は、その旨をお知らせください。ただし、要求水準書にて事前に本市の許可を得るものと規定している内容に限ります。
166									資料2 事業予定地・通行禁止エリア位置図	既存建物解体時において北側の出入口は工事関係以外は閉鎖されるということでしょうか。	出入口の利用については事業者の提案によるものとします。ただし、既存施設の運営に必要な車両の出入りは行えるようにしてください。

要求水準書(案)に関する質問への回答

No	頁	項番							項目等	質問内容	回答
167									資料3 事業予定地現況測量図	敷地南西の管理棟南側の建屋の用途をご教示下さい。	目的外使用許可により、一般社団法人大阪市規格葬儀協会が倉庫等として使用しています。
168										斎場運営時間外における、斎場利用者出入口から場内への車・作業員の侵入・通行は可能と考えてよろしいでしょうか。	斎場利用者等への安全性が確保されることを前提に、事業者の提案によるものとします。
169										工事期間中(新築～解体・撤去完了)までの間、場内における車両駐車スペースがなくなりますが、工事中も施設内に常時駐車を予定されている車両等はございますでしょうか。ございましたら駐車箇所・台数についてご教示ください。	常時駐車を予定する車両等はありません。
170										工事期間中(新築～解体・撤去完了)までの間、場内における施設利用者・施設監理者の車両駐車スペースが限られるもしくはなくなりますが、代替地もしくは対応方法等は考慮していますか。	参列者用のマイクロバスの駐車場は、敷地内に確保できることが望ましいですが、事業者提案によるものと考えています。その他の車両の駐車場は、敷地周辺のコインパーキングの利用等を想定しています。
171									資料4 事業予定地接続道路現況図	工事に際し、必要に応じて周辺道路を占有し重機作業等を行うことは可能でしょうか。	敷地内での作業を原則としますが、周辺道路利用者への安全性が確保されることを前提に、事業者の提案によるものとします。
172									資料7 現小林斎場での火葬件数等の状況	令和3年度の件数が、要求水準書(案)の表4、5の件数と異なっています。どちらが正しいですか？	要求水準書及び添付資料7に記載の件数が誤りであるため、当該部分を修正します。
173									資料9 什器備品リスト	利用者更衣室にハンガーラック、数量15とあります。これはハンガーラックを15台用意するという事でしょうか。ハンガーパイプを15本用意するという事でしょうか。ハンガーパイプの設けるS字金物を15個用意するという事でしょうか。利用者更衣室の中のハンガーラックに衣服をかけたままにし更衣室から退室するような利用は無いと思います。数量を15とするのはどのような意図かお教えください。	必要分のハンガーラックを適宜設置してください。数量15は誤りのため、修正します。
174										事務室内に設ける記載台とはどのような利用を想定しているのかお教えください。	火葬申込み等の際の必要用紙への記載時の利用を想定しています。
175										事務室内に設ける式場案内板とはどのような利用を想定しているのかお教えください。	事務室内に収納する式場の案内板を想定しています。
176										告別収骨室に骨上台が7台、倉庫にも骨上台が3台あります。倉庫に設ける骨上台3台の利用方法についてお教えください。	予備分として計上しています。
177										①資料9「什器・備品リスト」NO.23にストレッチャーの記載がありますが、通常のストレッチャーで棺台車ではないという理解で宜しいでしょうか ②仮に仏式で式を行なう場合には棺台車、祭壇等が必要になると思われますがこれらは利用者(葬祭業者)が持ち込むという理解で宜しいでしょうか。	いずれもお見込みのとおりです。
178										資料9「什器・備品リスト」の式場備品に棺台車等の表記がありません。仏式で式を行なう場合には棺台車、祭壇等が必要になると思われますがこれらは利用者(葬祭業者)が持ち込むという理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
179									資料10 電気・機械要求性能表	各室に照度の設定がなされていますが、事務室等作業を行う部屋以外はタスクアンビエント照明とし、必要箇所に必要照度を確保し儀式空間としての演出を行うとともに省エネルギーに務めることは可能でしょうか。	事業者提案によるものとします。
180										TV受信設備の○は配管・配線のみでよく、実際のテレビの設置は「資料9什器備品リスト」または事業者提案によるという理解でよろしいでしょうか。また、受信料は貴市・事業者いずれの負担でしょうか。	お見込みのとおりです。受信料は本市の負担となります。

要求水準書(案)に関する質問への回答

No	頁	項番							項目等	質問内容	回答
181									資料11 火葬炉整備要件 設計上の留意すべき事項(1頁)	「予備空間は将来の増設工事を考慮した造りとする。」とありますが、提案施設内部に火葬炉増設スペースを設けるという事でしょうか。もしくは計画地に増築棟を設けるよう設計するという事でしょうか。敷地は計画規模の施設に対し狭狹です。予備空間の定義について教えてください。	現時点では火葬炉増設の計画はなく、また、敷地が狭あいであることから、予備空間がない計画としても要求水準未達とはしません。予備空間は可能な範囲で事業者の提案により設けてください。
182										「X)予備空間は将来の増設工事を考慮した造りとする。」とありますが、要求水準書(案)21頁第3節1(1)基本施設・諸元では「人体炉14基」とあります。人体炉14基以外に増設用に予備空間を設けるのでしょうか。 また、設ける場合は何基分設けるのかご教示ください。	(前段)お見込みのとおりです。 (後段)現時点では火葬炉増設の計画はなく、また、敷地が狭あいであることから、予備空間がない計画としても要求水準未達とはしません。可能な範囲で事業者の提案により設けてください。
183										「xi)…使用量報告が可能となるようにメーター等を設置すること。」とありますが、各系列毎に必要でしょうか。火葬炉設備一括でも良いのでしょうか。	提案施設との区分がされていれば、事業者の提案によるものとします。
184									資料11 火葬炉整備要件 火葬重量(2頁)	資料11では遺体重量等120kg程度、柩重量25kg、副葬品5kgとあります。ただ、要求水準書(案)P14に記載がある「火葬場の建設・維持管理マニュアル改訂版(日本環境斎苑協会)」では、燃焼計算の条件として、遺体75kg、柩15kg、副葬品10kgと記載されています。燃焼計算は、遺体75kg、柩15kg、副葬品10kgで行えば宜しいでしょうか。	本市の実態に合わせ、遺体重量等120kg程度、柩重量25kg、副葬品5kgで燃焼計算を行ってください。
185									資料11 火葬炉整備要件 着工前調査(4頁)	「資料8性能試験の項目及び手法」が確認できません。開示をお願い致します。	記載の誤りとなります。調査方法は事業者の提案によるものとします。
186									資料11 火葬炉整備要件 炉前化粧扉(13頁)	炉前化粧扉の要部材質がステンレス製となっていますが、近年ではアルミキャストやSSの化粧扉が主流になっています。SUS以外のものでも可能でしょうか？	事業者の提案によるものとします。
187									資料11 火葬炉整備要件 柩運搬車(14頁)	「数量:事業者の提案」とありますが、兼用運搬車を提案することは可能でしょうか。	可能です。
188									資料11 火葬炉整備要件 共通事項(15頁)	計装制御一覧表について、詳細は事業者の提案とするとありますが、一部、機能を満すうえで、必要でない監視項目は不要と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただ、不要とする場合はその旨と理由を提案書等にて示してください。
189									資料11 火葬炉整備要件 計装制御一覧表(16頁)	計装制御一覧表の監視項目及び、中央監視制御盤の運転状態表示機能は、事業者提案により適宜追加・削除を行っても宜しいでしょうか。 また、中央監視制御盤のその他機能に、「案内放送機能」がありますが、これは、作業員に「火葬開始」等の稼働状況を報知するためのものと解釈して宜しいでしょうか。	(前段)事業者の提案によるものとします。 (後段)お見込みのとおりです。
190									資料11 火葬炉整備要件 中央監視制御盤(18頁)	運転状態表示機能において、P16の計装制御一覧表と同様に、一部、機能を満すうえで必要でない監視項目は表示不要と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、不要とする場合はその旨と理由を提案書等にて示してください。
191									資料11 火葬炉整備要件 主要機能(18頁)	主要機能 運転状態表示機能において「冷却器入口温度・圧力」とありますが、再燃炉温度・圧力と同値と考える為、不要と考えておりますが、その理解でよろしいでしょうか。	事業者の提案によるものとします。ただし、不要とする場合はその旨と理由を提案書等にて示してください。
192										「主要機能」「運転状態表示機能」欄において、「冷却器入口温度・圧力」の記載がありますが、当社の仕様の場合、再燃焼炉から冷却器までの中間では、冷却空気等を導入しないため再燃炉温度・圧力と同値となります。 また、貴市の要求水準書(案)にて「冷却機器出口温度・圧力」の記載がありそこで温度・圧力を計測出来るので、「冷却器入口温度・圧力」不要と考えております。「冷却器入口温度・圧力」を省く提案は可能でしょうか。	
193										運転状況表示機能の項目にて…排気筒CO・O2濃度…とありますが、16頁の<計装制御一覧表>には項目がない為、何れか一方が誤記(または記載漏れ)ではないでしょうか。	ご指摘のとおりです。修正します。
194										その他機能として、表示機能、運営・支援システムとの連携機能とありますが、案内表示、運営支援システムの仕様をご教示ください。	別途、要求水準書の添付資料として公表を行います。

要求水準書(案)に関する質問への回答

No	頁	項番							項目等	質問内容	回答
195									資料13 主な維持管理業務項目一覧	資料13「主な維持管理業務項目一覧」は維持管理業務の参考資料という扱いで、事業者による設計や提案内容により、維持管理業務の内容が本資料の内容と異なる場合でも、要求水準未達にならないとの理解でよろしいでしょうか。	資料13「主な維持管理業務項目一覧」の内容を満たした上で提案してください。
196										維持管理業務項目の実施概要にて回数が記載されていますが、要求水準書を満たす品質管理体制行う場合、事業者により仕様を定めて提案が可能との理解で良いか。	資料13「主な維持管理業務項目一覧」の内容・回数を満たした上で提案してください。
197									資料14 運営スケジュール案 (参考仕様)	参考仕様として資料14にてタイムテーブルが示されていますが、一日最大28件の火葬が行えるタイムテーブルを事業者が提案すると考えて宜しいでしょうか。大阪市様の予約斎場システムとの関連で考慮しなければいけない点があれば教えてください。	予約システムとの関連による制約はございません。
198										受入時刻が10時、11時などと1時間刻みとなっていますが、10時〇分、など同一時刻帯に複数の受入時刻に分けた受入時刻を設定してもよろしいでしょうか。	事業者の提案によるものとします。
199									その他	現地見学会の予定はありますか。	入札公告後については、遠方からの参加が困難となるような場合が懸念されることがあり、事業への参加の公平性の観点から現地見学会の実施は現在のところ予定していません。

要求水準書(案)に関する意見への回答

No	頁	項番							項目等	質問内容	回答
1	7	1	3	4	(2)				建設・工事監理業務	「既存施設の解体・撤去(アスベスト対策を含む。)を行うものとし、解体撤去にかかる費用は本市が負担する」とありますが、既存施設の内容物(什器・備品)等については、廃掃法上、排出事業者である市に実施義務があり、SPCが当該処分業務を受託することはできませんので、SPCの対象業務が除外いただく必要がありますので、ご注意ください。	既存施設の什器・備品については、既存斎場の供用終了後に本市が撤去・処分する予定です。
2	8	1	3	4	(3)	⑪			修繕業務	火葬炉設備の大規模修繕は、事業者の業務対象範囲外とするようお願いいたします。火葬炉設備の大規模修繕の時期や内容を想定し難く、事業者間で差が生じやすいため、公平で妥当性のある入札にならない恐れがあります。	ご意見として承ります。
3										大規模修繕と大規模修繕以外の計画修繕との区分が曖昧となりますので、修繕1件当たりの見積金額による区分をご検討願います。	
4	11	1	3	9					事業スケジュール(予定)	基本計画で想定している建替手順図(ローリング計画図)の開示を希望します。	仮設計画図、施工ステップ図等について、お示ししません。
5	16	1	6	2	(1)				敷地の現況	精度の高い提案を行うため測量図のCADデーターの配布をお願いいたします。	CADデータの配布については、下記の窓口までお問い合わせください。 Eメールにてデータを配布します。 大阪市環境局総務部施設管理課斎場グループ 電話:06-6630-3137 E-mail:kankyou-reiensajou@city.osaka.lg.jp
6					(2)				敷地の地質及び地盤	PDFデーターでは地盤調査資料の文字が読めない部分があります。紙資料の配布等をお願いいたします。	
7	17	1	6	5					解体・撤去施設(既存施設)の概要	現状の既存施設の建築、構造、機械、電気図面の開示をお願いいたします。既存施設を運営しながら工事を行うためには現状施設のインフラや設備仕様等の理解が必要です。	別途、要求水準書の添付資料として公表します。
8										既存施設の意匠・構造・電気・機械の図面を開示いただけますでしょうか。また煙突のダイオキシン調査を行っていただければそちらの調査結果も開示頂きたいです。	
9										既存建物の平面、断面、立面図などの図面資料の提供を希望します。	
10	18	1	6	6					現小林斎場での火葬件数の状況	現斎場での1火葬あたりの参列者数についてお教えてください。データーがない場合は概ね1火葬あたりの参列者数についてお教えてください。	平均すると1会葬あたりの会葬者数は約12人程度になりますが、幅をもたせた計画としてください。
11	21	2	2						事前調査業務	基本計画で作成している、または貴市が保有している敷地内のインフラ情報の開示を希望します。	別途、要求水準書の添付資料として公表します。
12	24	2	3	2	(2)	③	i)	a	車両動線及び駐車場・駐輪場計画	「駐車場は、想定火葬件数や業務集中度などを勘案して計画すること。」との記載がありますが、駐車台数・駐輪台数におきましては想定を上回る場合において苦情の対象となる恐れがありますので、明確に台数を規定して頂けますよう修正願えませんでしょうか。	駐車場は、要求水準書(案)P.25に記載のとおり、マイクロバス8台程度の駐車場及び2台分の待機スペース、利用者用の普通車用駐車場を26台以上(1台以上は車いす使用者用)を設けることとしてください。

要求水準書(案)に関する意見への回答

No	頁	項番							項目等	質問内容	回答
13	39	2	3	5	(8)	①			燃料保管設備	「災害発生時にも、火葬炉設備及び発電設備が1日あたりの最大火葬件数で3日間運転可能な燃料が備蓄できる設備を設置し、燃料を備蓄すること。」とありますが、代替燃料として想定されるLPGは保管設備、供給設備が必要となり、敷地内での計画が難しいと存じます。 引き込みの都市ガスが中圧管以上の導管の場合、地震に強く、供給停止のリスクが極めて低いと言われていることを鑑み、代替燃料の常時備蓄の条件を緩和してはいかがでしょうか。ご検討お願いいたします。	ご意見として承ります。
14	41	2	4	1	(1)	⑥			必須施設	修繕計画において一般建物・分譲マンション等10年を過ぎると建設業者の瑕疵期間が終了します。本提案施設は公共施設のため大規模修繕が要する期間を10年未満として考えるべきではないでしょうか。引渡し後20年を経過すると倍以上の修繕費が発生します。	大規模修繕は本事業の範囲外となります。
15									資料7 現小林斎場での火葬件数等の状況	一日の火葬件数のばらつき(1カ月の内、3件/日が○日、8件/日が○日、10件/日が○日等)についての資料があれば開示願います。	該当する資料はございませんが、火葬炉の利用率は約90%となっており、ばらつきはほぼございません。